

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第 号）第十三条第四号及び第五十条第四号の規定に基づき、不動産関連特定投資運用業を行う場合の要件を次のように定め、平成十九年 月 日から適用する。

平成十九年 月 日

金融庁長官 五味 廣文

不動産投資顧問業登録規程（平成十二年建設省告示第千八百二十八号）第三条第一項の総合不動産投資顧問業者としての登録を受けている者であること、又はその人的構成に照らして、当該登録を受けている者と同程度に不動産関連特定投資運用業を公正かつ適確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であると認められること。

件名

不動産関連特定投資運用業を行う場合の要件を定める件